

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年3月14日（金）
午後2時55分開会、午後3時44分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 付託された議案の審査
 - ①議案第15号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
 - ②議案第16号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ③議案第17号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ④議案第32号 財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入）
 - ⑤議案第36号 債権の放棄について
 - ⑥議案第37号 債権の放棄について
 - (2) 各種委員会委員の選出
 - ①土浦市産業文化事業団理事
 - ②土浦市バリアフリー推進協議会委員
 - (3) その他
 - ①令和6年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について
 - ②会計年度任用職員に係る報酬の改定について
 - ③発達障害啓発週間での啓発活動について
- 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委員	吉田	千鶴子
委員	鈴木	一彦
委員	勝田	達也
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（15名）

保健福祉部長

羽生 元幸

社会福祉課長
障害福祉課長
国保年金課長
健康増進課長
こども未来部長
こども政策課長
保育課長
教育部長
教育総務課長
学務課長
学校給食センター所長
博物館副館長
スポーツ振興課長
指導課長

坂本 英宣
白田 博規
武井 衛
佐藤 千加子
真家 達成
中川 光美
野中 佑起男
加藤 史子
塚本 富美代
塚本 耕司
小池 政幸
木塚 久仁子
寺崎 敏彦
岩田 幸一

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今より文教厚生委員会を開会いたします。改めて委員の皆様にお願ひです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言するとき意見として入れたい旨をおっしゃってください。協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第15号、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とします。資料は議案第8号～議案第39号をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○野中保育課長 100ページから103ページを御覧いただければと思います。土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明させていただきます。今回の改正は、保護者の就労形態の多様化や長時間勤務等に伴いまして、令和7年4月から放課後児童クラブの開所時間の延長を実施するため、開所時間と延長に係る育成料の方を規定するものでございます。また、待機児童解消のため、神立小学校第4児童クラブ室を新設したことや、乙戸小学校児童クラブの敷地について、長寿命化工事の関係で新たに住居表示番号を設定したため、条例別表における施設名称等の追加及び位置の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、二つありまして、1つ目は、開所時間の延長に係る改正としまして、改正点は2点ございます。まず、1点目は、第5条関係で延長時間について、平日、第1土曜日等につきまして、今まで終わりの時間は午後6時30分としたものを午後7時までとし、30分延長するものでございます。また、夏休みなどの長期休業期間につきましても、預かりの時間は今まで午前8時にしていたものを午前7時30分からということで、繰り上げて延長し、終わりの時間も午後6時30分としていたものを午後7時とし、30分延長するものでございます。2点目は、第11条関係で延長利用に係る育成料につきまして、事前

登録利用は月1,000円、突発的な利用は1日当たり400円で、月上限1,600円とするものでございます。2つ目は別表関係で、こちらも改正点は2点ございます。1つ目は、神立小学校第4児童クラブを加えまして、定員を32名とする。2つ目は、乙戸小学校放課後児童クラブの位置を土浦市乙戸南2丁目1番1号から土浦市乙戸南2丁目1番16号とする。施行につきましては、令和7年4月1日から施行するいたします。また、事前の手續などの準備の関係で経過措置を設けてございます。

○矢口委員長 ただ今の件について、御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第15号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第16号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○野中保育課長 それでは、引き続き104ページから106ページをお願いいたします。議案第16号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い連携施設に係る見直しがあったこと、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令によりまして、栄養士の要件が拡大されたことから、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、三つありまして、一つ目は第6条関係としまして、家庭的保育事業等は代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとされており、今までも連携施設の確保が著しく困難であって、市長が必要な要件を満たすと認める場合は、連携施設を確保しないことができるとされておりましたが、今回の改正により保育内容支援が新しく追加されまして、より必要な要件が緩和されたものでございます。二つ目は、第16条、第1項、第2号関係としまして、家庭的保育事業等の運営に関する要件としまして、食事の外部搬入を行う場合は、栄養士による必要な配慮を行うことになっておりましたが、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得していなくても管理栄養士、国家試験を受験することが可能になったことから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士についても要件を満たすこととなるため、条文に管理栄養士を追加するものでございます。三つ目は、付則第3条関係としまして、連携施設に係る経過措置の期間を設置運営基準の施行日の10年としていたものを15年経過する日に改正するものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日から施行するいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第16号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決

しました。つぎに、議案第17号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

○野中保育課長 引き続き107ページから109ページを御覧いただければと思います。議案第17号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。今回の改正は、0歳から2歳までの子供を預かる保育事業につきましては、児童福祉法では、家庭的保育事業等、子ども・子育て支援法では、地域型保育事業と呼んでおりますが、家庭的保育事業等の条例の一部改正と同じく基準が改正され、連携施設に係る見直しがあったため、条例の一部を改正するものでございます。なお、こちらには栄養士についての規定がないため、栄養士に関する改正はございません。改正の内容につきましては二つありまして、一つ目は第42条関係としまして、特定地域型保育事業者は、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとされており、今までも連携施設の確保が著しく困難であって、市長が必要な要件を満たすと認める場合は、連携施設を確保しないことができるようになっておりましたが、今回の改正により、保育内容支援が新しく追加され、より必要な要件が緩和されたものでございます。二つ目は、付則第4条関係としまして、連携施設に係る経過措置の期限を設置運営基準の施行日から10年としていたものを、15年経過する日に改正するものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日から施行するものといたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第17号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第32号財産の取得（令和7年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入）についてを議題といたします。

○岩田指導課長 議案書の130、131ページを御覧ください。議案第32号、財産の取得について、こちらは、令和7年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入において2,000万円を超える契約であるため、財産の取得について、議会の議決を求めるものとなります。令和7年度の中学校の教科書については、採択替えの年度となりまして、令和6年度中に県の第6採択地区検討協議会において、7年度使用する教科書が決定しております。契約金額等については記載のとおりですが、中学校教師用の教科書が711冊で47万1,661円、中学校教師用指導書とデジタル教科書のセット、こちらはセット販売になっておりますが、518冊で2,243万3,400円という契約金額になっており、トータル2290万5,061円となっております。契約については随意契約となっており、相手方が3社ありますが、教科書取扱書店は指定されているものとしていること、また、教科書の採択については検討協議会で十分検討された上で決定されているものということで、随意契約の方法を取れるものとしています。なお、この教科書及びデジタル教科書の購入については、4月当初の子供たちが学習を始めるスタートに合わせて、4月4日までに各学校に納品をするということで契約をしていきたいと考えております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第32号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号、財産の取得(令和7年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入)については、原案どおり決しました。つぎに、議案第36号債権の放棄についてを議題といたします。

○武井国保年金課長 議案書の146、147ページをお願いいたします。議案第36号、債権の放棄について、御説明いたします。本議案の趣旨としましては、高額療養費貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらの債権の名称は高額療養費貸付金で、債務者人数は14人、放棄する債権の総額は290万6,000円でございます。放棄の理由としましては、番号1から14まで、いずれの債権も本人は既に亡くなっており、相続人への対応になり、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権放棄をするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問はございますか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第36号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号、債権の放棄については、原案どおり決しました。つぎに、議案第37号債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○小池学校給食センター所長 議案書の150ページをお願いいたします。議案第37号、債権の放棄について、説明いたします。本議案は、学校給食費に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。151ページをお願いいたします。1の債権の名称は、学校給食費です。2の債務者の人数は、36人です。これは、保護者の数となります。3の放棄する債権の総額は、225万9,293円となります。4の放棄の理由ですが、番号1から36は、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収は極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。なお、番号20及び33は、居所不明のものとなります。また、番号1から19、21から32、34から36は、徴収努力を続けるも支払がなく、債務承認書送付により最終の支払意思確認をするも、連絡も支払も確認ができないものとなっております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第37号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号債権の放棄については、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。つづきまして、その他に移ります。はじめに、令和6年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について、執行部より説明をお願いします。

○塚本教育総務課長 サイドブックスは文教厚生委員会の3月14日開催をお開き願いたいと思います。こちらの資料①をお願いいたします。2月21日午後3時から教育委員会会議室において、会議構成員である市長、教育長及び教育委員4名による総合教育会議を開催いたしました。この会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映し、教育行政を推進するため、協議を行う場として、法律で設置が規定されているものでございます。今年度は、学校における働き方改革について、これまでの取組の結果、見えてきた課題を踏まえ、更なる働き方改革の今後の方向性について、協議を行っております。本市のこれまでの取組といたしましては、学校閉庁日や留守番電話導入等による勤務管理の徹底、学校給食の公会計化や校務支援システムの導入など、業務の適正化、効率化、更には休日部活動の地域移行や部活動指導員の配置といった教職員の意識改革や、広報誌等による保護者、地域への理解促進など様々な施策に取り組んでまいりました。こうした、これまでの4年間の取組の結果、時間外在校時間の縮減など、一定の効果が見られている一方で、子供たちに向き合う時間や授業研究に割く時間は十分に確保できていない状況があります。その理由としまして、特別な支援や配慮が必要な児童生徒が増加傾向にあり、専門的な対応が求められていること。多様化、複雑化する生徒指導上の問題や保護者対応による担任業務がひっ迫していること。また、管理職中心にチーム対応をとる結果、管理職の負担が増大し、学校運営への専念が困難な状況であることが挙げられます。さらには、学校現場からは学校教育を果たすためには、これ以上時間外を縮減するのは難しいなどの課題も見えてまいりました。こうした課題解決に向け、教育DXの推進による業務改善やインクルーシブ教育の強化など、働きやすさと働きがいの両立に向けた環境整備、コミュニティスクールの推進、学校経営相談員の配置など、行政、学校、家庭、地域が一丸となったマネジメント体制の構築といった学校の働き方改革を加速させるための教育委員会の更なる取組の方向性について、お示しをし、御協議をいただいております。主な意見については、2ページに記載のとおりでございますが、会議では教職員が働く環境は数年前と比べて大きく改善されていると感じる。ウェルビーイングという視点が示されたが、子供たちはもちろん、教職員や家庭、地域も含めた皆が幸せになる仕組みを目指すべきなど、様々な御意見をいただいております。教育委員会といたしましては、今回いただきました御意見を参考に、子供たちへのよりよい教育のため、学校現場に寄り添った働き方改革の施策となるよう、学校、家庭、行政が一体となって課題に取り組み、学校における働き方改革を推進して進めてまいります。

○矢口委員長 ただ今の説明について、質問はございますか。

○平岡委員 大変すばらしい会議だと思うんですが、1つ私的には不満がございます。出席者20名の中に現場の教職員、もちろん指導課長、課長補佐、中島参事といった現場から上がってきて下さっている方もいらっしゃると思うんですが、今本当に現場で苦しんでいる人として、管理職や、一般教員がもう1人、2人入っても良かったんじゃないでしょうか。私から見れば、これは外部の人間の話し合った結果にしか見えないんですよ。なので、次回こういう会議を開くときには、できるだけ現場の声を拾っていただきたいなというふうに要望いたします。

○塚本教育総務課長 こちらの会議は、市長と教育委員と教育長の5名が開催する会議でございまして、それが総合教育会議という形になります。学校現場の声に関しましては、このほか、教育委員会の中で推進会議を設けておりますので、そうした機会に学校現場の方たちと一緒に、教職員のほうも校長先生の代表者、教頭先生、教務主

任等も出席した会議を別な会議で設けておりますので、そういった中で教職員の声を拾っていききたいと思います。

○平岡委員 この主な意見の中で、確かに以前と比べれば大きく改善されてきているとは思いますが、まだまだ現場の声は届いてないなという感覚があったものですから。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○鈴木委員 今のと関連して、例えば、学校現場の校長会等で働き方改革について、話し合われるような場はあるのでしょうか。

○岩田指導課長 各学校のほうでは、各中学校区で小中連携の取組の中で学校の働き方改革についても、相対的に意見を述べ合う機会を設けているということになっています。また、先ほど教育総務課のほうからも説明がありましたように、校長会の代表、教頭会の代表、教務主任会の代表たちが集まる学校の働き方改革推進委員会の話合いでは、かなり前向きな突っ込んだ話もされておりますので、意見の集約については、かなり進んでいるというふうに思っています。

○鈴木委員 そういった会議があるのであれば、総合教育会議は総合教育会議としてこのままで良いと思うので、そういう現場の声の集約されたものをある一定の時期に委員会のほうにお示しいただければ、それが現場の声ということで、私たちは理解できるので、よろしく願いいたします。

○加藤教育部長 貴重な御意見ありがとうございました。総合教育会議は、確認になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4の中に構成員が決められておまして、地方公共団体の長と教育委員会、これは教育委員さんを意味しますが、そのメンバーで構成されるというふうになっております。なので、そこまで行く間に先ほど指導課長も言いましたが、働き方改革推進会議を年3回開催し、総合教育会議のこの題材に当たるまでも学校現場の先生からのアンケート調査等を資料として提出させていただいてますので、深い意見は聞いているとは思いますが、より一層丁寧に対応していきたいと思えます。

○矢口委員長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。会計年度任用職員に係る報酬の改定について、執行部より説明をお願いします。

○羽生保健福祉部長 私から2月の文教厚生委員会で福田委員から御質問のありました会計年度任用職員の時給について、御説明したいと思います。文教厚生委員会資料②の会計年度任用職員報酬の改定についてをお聞き願いたいと思います。1にありますように、これまでの変更点の記載とございますが、令和2年4月の地方公務員法の改正施行によりまして、会計年度任用職員として報酬の月額支給の変更や期末手当の支給を開始し、令和6年からは勤勉手当も支給開始するなどの変更を行い、会計年度任用職員の処遇改善を行ってきたということでございます。2番目で、会計年度任用職員の時給一覧、保健福祉部、こども未来部、教育委員会に関連する主な職種について、行政職、福祉職、教育職に分けたような形で一覧を記載させていただきました。表の中ほど、真ん中に時給額ということで、令和6年4月と10月、そして、今度の令和7年4月以降を比較できるように、月額支給につきましては、勤務時間がそれぞれ異なりますので、それを全て時給換算したものを記載して比較できるようにしてございます。今回、どの職種も大幅なアップ、20パーセント以上アップしている職種もございます。一番上に記載の行政職1級、1号の事務補助の時給1,183円とありますけれども、これは実は正職員の給料表、高卒で入った行政職1級1号の月額報

酬を時給換算したものと全く同一の金額でですね、かなり会計年度任用職員の時給をアップしたというような状況となっております。大幅な賃金アップということでございますので、詳細は後程御覧いただきたいと思っております。

○矢口委員長 この件はよろしいでしょうかね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、発達障害啓発週間での啓発活動について、執行部より説明をお願いします。

○白田障害福祉課長 啓発活動の御説明をさせていただきます。資料は文教厚生委員会、3月8日開催の中の資料③、ちょうどカラーで掲載されております発達障害啓発週間での啓発活動についてでございます。世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間の啓発活動についての御案内になります。1枚目の資料は、世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間の啓発の資料になっております。世界自閉症啓発デーは、世界の様々な国際機関が定めました記念日のうちの一つで、毎年4月2日を世界自閉症啓発デーとして国連が定めたものになります。これを受けまして、本国におきましては日本実行委員会が組織されまして、毎年4月2日から8日を発達障害啓発週間として、自閉症を初めとします発達障害についての啓発活動が行われております。2枚目の資料を御覧いただきたいと思っております。青色を基調に作成されています。この資料でございますが、来月になります発達障害啓発週間での茨城県内の活動を紹介しています茨城県自閉症協会の啓発資料でございます。資料のちょうど中心部に掲載がありますとおり、本市を始め県内では三つの市でランドマークなどのブルーライトアップが行われます。本市におきましては、土浦駅西口側うらら大屋根広場のほか、ペDESTリアンデッキ、スカイリングとシースルーエレベーターの計3か所で、時間は午後5時から8時まで啓発週間の期間中、毎日ブルーライトを行います。また、このほか、市ホームページにこの活動を掲載いたしまして、発達障害について、広く周知を図ってまいります。

○矢口委員長 この件について、質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 次にまいります。執行部からそのほかございますでしょうか。

○塚本学務課長 サイドブックのほうはそのまま文教厚生委員会の3月14日の画面でお願いいたします。その中の資料4をお開き願います。事前文教委員会におきまして、令和6年度通学路安全点検の実施状況等について、御報告をさせていただきましたところ、点検箇所を位置図で確認したいとの御意見がございましたので、資料を追加しまして、御報告をさせていただくものです。資料は1ページごとに、1点検箇所で作成をしております。上部の地図上の赤丸を付した場所が点検箇所、また、下部の表には事前委員会でお示しをいたしました点検箇所一覧の主なデータであります。場所、点検箇所の状況、対策内容及び進捗状況を記載してございます。

○佐藤健康増進課長 第4次健康つちうら21のご案内です。令和7年度から12年間の計画として新たに実施することになっておりまして、今、大詰めの作業中でございます。なお、昨年12月に実施しましたパブリックコメントについては、市民からの御意見は頂戴できなかったんですけども、計画の周知にこれからも努め、様々な計画に基づく事業を進めてまいりたいと思っております。計画書につきましては、整い次第、サイドブックのほうに掲載させていただきますので、その際は是非御覧いただきますようお願い申し上げます。

○中川こども政策課長 私からはこども計画策定についての御案内でございます。御案内のとおり、今年度末にこども計画の策定を終えるところでございます。12月にも御案内させていただきましたけれども、パブリックコメントを開催しまして、3名7件の御意見をいただきました。また、子ども・子育て会議を5回開催し、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を反映し、今月末に最終決定となります。計画書は整い次第、計画書のサイドブックに反映させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○矢口委員長 ただ今、執行部より3件につきまして、説明等案内がございましたが、その件に関して皆様から質問等ございますか。

○福田委員 質問とは違うんですが、お礼です。任用職員の給与の月額増額ですね。これについては、様々な努力をしていただきまして、やっぱり職員の皆さんが本当に一生懸命働けるようないい条件ができてるんじゃないかなと思います。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 執行部のほうはよろしいでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆様からそのほか何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、改めてお伺いいたします。委員長報告に盛り込むべき事項はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、執行部の方は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○矢口委員長 それでは、各種委員会等委員の選出に入ります。はじめに、土浦市産業文化事業団理事になります。委員の任期は、令和7年6月下旬から令和9年6月下旬までとなっております。現在は吉田委員が務めておられます。今回は1名の選出となりますが、いかがいたしましょうか。継続でよろしければ、継続でよろしいでしょうか。

○吉田(千)委員 はい。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、引き続き吉田委員をお願いしたいと思います。つぎに、土浦市バリアフリー推進協議会委員になります。委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。現在は根本委員に務めていただいております。今回は1名の選出となりますが、いかがいたしましょうか。もし、継続で皆さんよろしければ。御本人もよろしいですか。

○根本委員 はい。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、このまま継続で根本委員をお願いします。2名の方よろしく願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会といたします。